

鳥取市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年4月27日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第29号

鳥取市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市後期高齢者医療に関する条例（平成20年鳥取市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した鳥取県後期高齢者医療制度の被保険者等に係る傷病手当金の支給について市が行う事務）

- 3 広域連合条例附則第1条の2の規定による傷病手当金が支給される間、第2条に規定する事務に加え、当該傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付の事務を行うものとする。

附 則

この条例は、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県後期高齢者医療広域連合条例第 号）の施行の日から施行する。